JARP 2026.11

〔登録取消･一時停止 措置実施状況〕(2026 年度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消･一時停止を実施いたしました。

＜凡例＞

番号	措置確定年月	(地区名)		措置区分
措置に該当する事象				
＜該当するエアバッグ類車上作動処理業務規約の条文番号＞				

1	2026 年 6 月	(中部地区)		一時停止
･事業所敷地内に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。 ･車上作動を実施した車台の車台詳細情報を確認していなかった。				
＜規約第 7 条1. (5)＞				

2	2026 年 6 月	(関東地区)		一時停止
･事業所敷地内に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。				
＜規約第 7 条1. (5)＞				

3	2026 年 10 月	(東北地区)		一時停止
･エアバッグ未処理･未処理部位車台について管理台帳記入(実績報告)やエアバッグ引渡報告が行われていた。				
＜規約第 7 条1. (5)＞				

4	2026 年 10 月	(東北地区)		一時停止
･次工程への引渡車台置き場(解体自動車保管場所重機処理待ち場所等)若しくはエアバッグ作業後の車両置き場(解体作業場含む)にエアバッグ未処理状態の車台があった。				
＜規約第 7 条1. (5)＞				

以上